

はだの丹沢クライミングパーク条例を制定することについて

はだの丹沢クライミングパーク条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年12月4日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

市民の健康増進及び表丹沢の魅力向上並びにクライミングの普及振興を図ることを目的とする施設として、はだの丹沢クライミングパークを設置するとともに、その管理等について定めるため、制定するものであります。

はだの丹沢クライミングパーク条例

(目的)

第1条 この条例は、神奈川県立山岳スポーツセンター条例（平成9年神奈川県条例第12号）に基づき設置される神奈川県立山岳スポーツセンターと連携し、一体的に運用するクライミング施設として、はだの丹沢クライミングパーク（以下「クライミングパーク」という。）を設置するとともに、その管理、運営等について定めることにより、市民の健康増進及び表丹沢の魅力向上並びにクライミングの普及振興を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 クライミングパークを秦野市戸川1398番地に設置する。

(施設)

第3条 クライミングパークに共用又は専用で使用できる施設として、ボルダリング施設を置く。

(使用の承認)

第4条 ボルダリング施設の共用使用に係る市長の承認は、その使用料の納付があったときに行われたものとする。

2 ボルダリング施設を専用使用しようとするものは、規則で定める期間内に申請をし、市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、クライミングパークの管理及び運営上必要があると認めるときは、使用の承認に条件を付することができる。

(使用料等)

第5条 ボルダリング施設の使用料の額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、貸出物品の利用料は、規則で定める。

3 ボルダリング施設の使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、使用前に使用料及び利用料（以下「使用料等」という。）を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 市長は、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料等の不還付)

第7条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなくなったときは、その全額又は一部を還付することができる。

(使用の不承認)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しない。

- (1) 危険物を使用する催しで、災害が発生するおそれがあると認めるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (3) クライミングパークの建物、施設、附属設備、器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) 集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認めるとき。
- (5) その他市長が管理及び運営上支障があると認めるとき。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、承認を受けた目的以外にボルダリング施設を使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用承認の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させることができる。この場合において、使用者に損害を生じさせることがあっても、本市は、その責めを負わない。

- (1) 第4条第3項の規定により使用の承認に付された条件に違反したとき。
- (2) 第8条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 前条の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。

(特別の設備等)

第11条 使用者は、ボルダリング施設の使用に当たっては、特別の設備をし、又は備付けの設備を変更することができない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復)

第12条 使用者は、使用を終了したとき又は前条ただし書の規定により特別の設備をし、若しくは備付けの設備の変更をしたときは、使用后直ちに原状

に回復しなければならない。第10条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を中止されたときも、また、同様とする。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長がこれを行い、その費用をその者から徴収することができる。

(入場の制限等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、クライミングパークへの入場を拒否し、又は退場を命じることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又はそのおそれがあると認めるとき。

(2) 危険物を所持する等他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるとき。

(損害賠償)

第14条 クライミングパークに入場した者は、クライミングパークの建物、施設、附属設備、器具等を損傷し、又は滅失させたときは、市長の定めるところにより損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、クライミングパークの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

(1) 使用の承認並びに利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受、減免及び還付に関する業務

(2) 維持管理に関する業務

(3) 自主事業に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が承認する業務

2 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第4条、第8条及び第10条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とし、第10条の規定中「本市」とあるのは「本市及び指定管理者」とする。

3 指定管理者に收受させる利用料金の額は、第5条に定める使用料等の額の範囲内において、その指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

4 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める基準に従い、利用料金を減免し、又は還付する。

(指定管理者の管理の期間)

第16条 指定管理者がクライミングパークの管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（その指定を受けた日が4月1日であるときは、その日）から起算して5年を超えない期間とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定申請)

第17条 指定管理者として指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書及び規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(指定管理者候補の選定基準及び議会の議決)

第18条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請書に添付された事業計画書その他の書類に基づいて、次に掲げる事項に係る程度をしん酌して指定管理者候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

- (1) 神奈川県立山岳スポーツセンターと連携した運営上の工夫があること。
- (2) 施設の管理を安定して実施することができる物的・人的能力を有していること。
- (3) 施設の効用を最大限に発揮し、管理面での費用対効果を図るものであること。
- (4) クライミングの普及振興のための自主事業のプランを用意していること。

2 市長は、前項の規定により指定管理者候補を公募により選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、秦野市スポーツ推進審議会設置条例（昭和39年秦野市条例第4号）第1条の規定により設置される秦野市スポーツ推進審議会（第22条において「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定により指定管理者を指定したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(管理協定の締結)

第19条 指定管理者となるものは、市長との間でクライミングパークの管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める主な事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務に関する事項
- (3) 管理業務の報告に関する事項
- (4) 管理費用等財務に関する事項

- (5) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (6) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (7) 管理業務に係る情報公開に関する事項

(事業報告書の提出)

第20条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、クライミングパークについて次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定の期間が満了したとき又は指定を取り消されたときは、その満了した日又は取り消された日から起算して30日以内にその年度のその日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況

(事業報告の聴取等)

第21条 市長は、クライミングパークの管理の適正を保持するため、指定管理者に対し、業務及び経理の状況について定期的に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(管理に係る意見聴取)

第22条 市長は、クライミングパークを適正に管理するため、審議会に意見を求めることができる。

(指定管理者の損害賠償)

第23条 指定管理者は、故意又は過失によりクライミングパークの施設又は設備を損傷し、又は滅失させたときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(指定の取消し等)

第24条 市長は、指定管理者が第21条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき理由により管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。この場合において、指定管理者に損害を生じさせることがあっても、本市は、その責めを負わない。

(指定管理者による原状回復)

第25条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき又は前条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原

状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(委任)

第26条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(秦野市議会の議決に付すべき公の施設の廃止及び長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正)

2 秦野市議会の議決に付すべき公の施設の廃止及び長期かつ独占的利用に関する条例（昭和39年秦野市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(24) はだの丹沢クライミングパーク

別表（第5条関係）

区分	単位等		使用料の額
共 用	1時間につき	大人	500円
		子ども	200円
	1日につき	大人	1,600円
		子ども	700円
専 用	1時間につき		7,500円

備考

- 1 1時間単位で使用料を納付したものの現に使用した時間数が使用の承認を受けた時間数を超えたときは、退場時に加算額を徴収する。
- 2 使用料に係る時間は、現に使用した時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数の時間を1時間として計算する。
- 3 「大人」とは、義務教育課程終了後の者を、「子ども」とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準じる者をいう。
- 4 小学校就学前の者が共用で使用するときの使用料は、無料とする。

はだの丹沢クライミングパーク条例施行規則制定案要綱

1 開館時間

午前 9 時から午後 9 時までとする。

2 休館日

月 1 回の保守点検の日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までとする。

3 専用使用の申請期間（第 4 条関係）

条例第 4 条第 2 項の規則で定める期間とは、使用する日の属する月の 3 か月前の月の初日から使用する日の 5 日前までとする。

4 貸出物品の利用料（第 5 条関係）

条例第 5 条第 2 項の規則で定める貸出物品の利用料は、次のとおりとする。

- (1) シューズ 1 足 1 回につき 200 円
- (2) チョーク 1 回につき 100 円

5 使用料の減免（第 6 条関係）

条例第 6 条の規則で定める使用料の減免の基準は、次のとおりとする。

- (1) 本市が事業支援する社会教育に係る団体又は公共的団体が、公益性のある事業のために使用するとき、免除する。
- (2) 前号に掲げる事業以外で、本市が共催する事業のために使用するとき、使用料に 2 分の 1 を乗じて得た額を減額する。
- (3) 高等学校の生徒又は大学の学生（これに準じる者を含む。）が共用で使用するとき、1 時間単位で使用する場合にあっては 1 時間当たり 200 円を、1 日単位で使用する場合にあっては 600 円を減額する。
- (4) 市内の小学校、中学校、高等学校又は本市と提携事業を実施する大学（これらに準じる学校を含む。）が教育活動として使用するとき、免除する。
- (5) 前号に掲げる小学校、中学校、高等学校及び大学以外の小学校、中学校、高等学校又は大学（これらに準じる学校を含む。）が教育活動として使用するとき、使用料に 2 分の 1 を乗じて得た額を減額する。
- (6) 市内の中学校又は高等学校（これらに準じる学校を含む。）が部活動として使用するとき、顧問等の引率がある場合に限り、免除する。
- (7) 国又は神奈川県が実施する事業のために使用するとき、免除する。

- (8) 国又は神奈川県の競技団体において強化選手として指定された者であつて、施設の目的を達成するために市長が必要と認めるものが使用するときは、免除する。
- (9) 半面のみ専用使用するときは、使用料に2分の1を乗じて得た額を減額する。
- (10) その他使用の目的が公益上によるときは、免除し、又は、使用料に2分の1を乗じて得た額を減額する。
- (11) 第2号、第5号、第9号及び前号の規定により使用料を減額する額を算定する場合において、50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円を超え100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする。

6 クライミングパークの入場者の遵守事項

入場者は、クライミングパークにおいて次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 小学校の児童又は中学校の生徒のみでボルダリング施設を使用しないこと。
- (2) ボルダリング施設において、承認されたもの以外の施設、附属設備、器具等を使用しないこと。
- (3) 承認を受けずに附属設備、器具等をボルダリング施設の外に持ち出さないこと。
- (4) 承認を受けずに火気を使用しないこと。
- (5) 承認を受けずに張り紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (6) 危険物を持ち込まないこと。
- (7) 定められた場所以外で喫煙しないこと。
- (8) 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (9) その他係員の指示に従うこと。

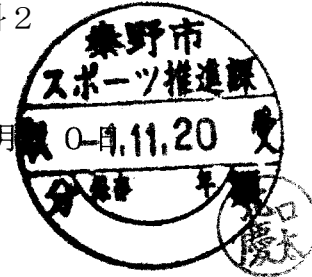
7 様式

規則の規定により使用する様式を定める。



議案第48号資料2

令和元年11月



秦野市長 高橋 昌和 様

秦野市スポーツ推進審議会
会長 知念 嘉史

「はだの丹沢クライミングパーク条例」の骨子について（答申）

令和元年10月18日付けFNo. 8・5・0（甲）において諮問のありました標記の件について、慎重に審議いたしました結果、原案は妥当なものと認めますので、その旨答申いたします。

なお、はだの丹沢クライミングパークの運用に当たっては、神奈川県と連携し、スポーツクライミングの普及促進を図る拠点とするとともに、子どもから高齢者まで、幅広い世代に愛される施設とされることを要望いたします。



F No. 8 ・ 5 ・ 0 (甲)

令和元年10月18日

秦野市スポーツ推進審議会

会長 知念 嘉史 様

秦野市長 高 橋 昌 和



「はだの丹沢クライミングパーク条例」の骨子について（諮問）

諮問趣旨

本市が「はだの丹沢クライミングパーク」を設置するに当たり、その管理及び運営に関する事項を定める「はだの丹沢クライミングパーク条例」について、貴審議会の御意見を賜りたく諮問するものです。